



2026年5月14日

各 位

会 社 名 日本シイエムケイ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 石坂 嘉章
(コード番号 6958 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役執行役員
コーポレート担当 大野 和人
(TEL : 03-5323-0231)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更
並びに取締役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第66回定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。また、これに伴い、定款の一部変更及び取締役候補者の選任議案を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。本移行により、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、業務執行に関する権限委譲を進め、取締役会のモニタリング機能の充実を図ってまいります。これにより、株主・投資家の皆様からの信頼向上を通じて、中長期的な企業価値の向上及び持続的な成長を目指してまいります。

(2) 移行の時期

2026年6月25日開催予定の第66回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設、取締役の員数の変更等、所要の変更を行うものです。
- ② 監督機能の実効性をさらに高めることを目的として、取締役会の招集権者及び議長を取締役会の決議で選任できるよう所要の変更を行うものです。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決定を従来株主総会の決議に加え、取締役会の決議によっても行うことを可能とする規定を新設するものです。
- ④ 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月25日(予定)

定款変更の効力発生日 2026年6月25日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

(2026年6月25日開催予定の第66回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
大澤 功	代表取締役会長	同左
石坂 嘉章	代表取締役社長	同左
手戸 邦彦	取締役執行役員	同左
山口 鐘畿	取締役執行役員	執行役員
佐藤 りか	社外取締役	同左
種市 正四郎	社外取締役	同左
友井 洋介	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2026年6月25日開催予定の第66回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
大野 和人	取締役 常勤監査等委員	取締役執行役員
芦辺 真幸	社外取締役 監査等委員	社外監査役
横小路 喜代隆	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

(2026年6月25日開催予定の第66回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
佐藤 りか	社外取締役 監査等委員	社外取締役

(4) 退任予定役員

(2026年6月25日開催予定の第66回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	新役職名	現役職名
山口 喜久	上席執行役員	取締役執行役員
高橋 聡	上席執行役員	取締役執行役員
岡部 明広	—	常勤監査役

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><新設></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2.前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

<p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第 20 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第 329 条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p>
--	---

2.当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

<新設>

<新設>

<新設>

第 6 章 計 算

第 37 条 (条文省略)

<新設>

(剰余金の配当)

第 38 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2.前項のほか、取締役会決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

<新設>

第 39 条 (条文省略)

<新設>

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

第 32 条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。

2.当社の中間配当の基準日は、毎年9月 30 日とする。

3.前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 35 条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 66 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによ

	<p><u>る監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第 66 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
--	---